

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	こども家庭庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） NISA は、家計の安定的な資産形成と経済成長に必要な成長資金の供給拡大を図ることを目的として、平成 26 年 1 月より導入された。（その後、平成 28 年 1 月からは「ジュニア NISA」、平成 30 年 1 月からは「つみたて NISA」が導入された。） 令和 5 年度税制改正において NISA の抜本的拡充・恒久化が実現し、令和 6 年 1 月から新しい NISA が開始された。</p> <p>・ 特例措置の内容 あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、対象商品の拡充を含め、NISA の一層の充実のための措置を講ずること。 具体的には、こども支援の一環として、つみたて投資枠における対象年齢等の見直しに関する措置を講ずること。</p>		
関係条文	租税特別措置法第 37 条の 14 等		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 NISA 対象商品の拡充等により、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援し、NISA の一層の充実を図ること。これらを通じて、こども、若者の時期から、ライフプランに沿った資産形成を可能にすることで、将来に見通しを持ち、希望をもって就職・結婚・出産・子育て等を選択できるようにする。</p> <p>(2) 施策の必要性 NISA の抜本的拡充・恒久化等に伴い、若年層を含め、幅広い世代や所得階層にわたって NISA の利用が広がっている。 NISA の普及をさらに進め、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援するためには、対象商品の拡充を含め、NISA の一層の充実を図る必要。 「令和 6 年度若者のライフデザインや出会いに関する意識調査」によれば、若い世代が結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が挙げられていることから、結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くために、こども、若者世代が NISA を活用した資産形成を行なうことはその一助になる。</p> <p><参考> 「こども大綱」（令和 5 年 12 月閣議決定）【抜粋】 <こども施策に関する基本的な方針> ・若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。 ・若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、若い世代が将来に希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の克服や貧困の解消・貧困の連鎖の防止のための鍵である。 <p>「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）【抜粋】</p> <p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一に、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において現在の所得や将来の見通しを持てるようにすること、すなわち「若い世代の所得を増やす」ことが必要である。
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策目標】 こども政策の推進 【施策目標】 こども政策の総合的な推進
		政策の達成目標	結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服 【指標】 ※「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標より 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 【政策の達成目標】 27.8%（2023年）→70%（2028年※こども大綱の見直し時期に向けた目標値）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（2023年）
	有効性	要望の措置の適用見込み	あらゆる世代の安定的な資産形成の促進につながる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、あらゆる世代にとって制度を活用しやすくするものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		要望の措置は、あらゆる世代にとって制度を活用しやすくするものであり、妥当である。	

これまでの 税負担 軽減 措置 等の 適用 実績 と 効果 に 関 連 す る 事 項	税負担軽減措置等の 適用実績	口座数：2,647万口座 買付額の合計：59.2兆円 (出典) 金融庁「NISA 利用状況調査」(令和7年3月末時点)
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	口座数は2,647万口座(令和7年3月末時点)と、制度の普及・利用が進んでおり、 家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度改正 NISA の創設 ・平成22年度改正 NISA の法制化 ・平成23年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成24年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成25年度改正 NISA の恒久化等 ・平成26年度改正 NISA の利便性向上 ・平成27年度改正 ジュニア NISA の創設等 ・平成28年度改正 NISA の利便性向上 ・平成29年度改正 つみたて NISA の創設等 ・平成30年度改正 NISA 等の利便性向上・充実等 ・平成31年度(令和元年度)改正 NISA 制度の恒久化等 ・令和2年度改正 NISA の恒久化等 ・令和3年度改正 NISA 口座等の利便性向上 ・令和4年度改正 NISA 口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等 ・令和5年度改正 NISA の恒久化等 ・令和6年度改正 NISA の利便性向上等 ・令和7年度改正 NISA の利便性向上等 	